

(平成21年2月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

厚生年金関係 11 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 39 年 12 月 5 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであった。

しかし、私は脱退手当金の手続をした記憶は無いし、受け取った記憶も無いので、支給されているというのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和 40 年 5 月 14 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 39 年 11 月 12 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間については、申立人が実家である小売店の従業員であった期間であり、申立人の厚生年金保険は小売店の所属する業種組合により適用されていたところ、当該業種組合は、厚生年金保険の加入・喪失等の手続に際しては加盟する小売店から書面を徴していたとしており、申立人の実家である小売店が、婚姻した申立人について脱退手当金を請求する際に旧姓で手続を行うとは考え難いことを踏まえると、当該業種組合が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 21 日から 37 年 2 月 18 日まで  
申立期間については脱退手当金を受給しているとのことであったが、脱退手当金をもらった記憶は無いので、年金として支給してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和38年5月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年8月25日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 8 月 12 日から同年 10 月 7 日まで  
③ 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 9 月 11 日まで

平成 19 年 9 月、社会保険事務所で年金記録を確認した際、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていたが、私は脱退手当金をもらった記憶が無いので、今回申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 11 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は当初の申立てにおいて、申立期間①を申立期間に含めておらず、その理由として「退職時に厚生年金保険は解約するものと思っていた。」と自ら書面に記載しており、申立期間①の脱退手当金の受給を明らかに認めていたところ、その後、申立期間①を含めて申し立てるに至っ

たが、その理由は曖昧あいまいで不自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 38 年 3 月 30 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については既に脱退手当金が支給済みであるとのことだったが、私は絶対にもらっていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る事業所を退職した約 2 か月後に、当該事業所の多くの同僚から、「社会保険事務所から連絡があり脱退手当金を受給した」旨の話を聞いたが、自分のところには連絡がなかったので受給していないと主張しているところ、同僚の話から脱退手当金を受給できることを認識していたのであるから、結婚退職し、申立期間以降に年金制度への加入歴が無い申立人が、年金受給権の得られない申立期間について脱退手当金を受給することは自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から29年10月8日まで  
② 昭和29年10月8日から38年11月10日まで  
平成2年ごろ、社会保険事務所へ行き、自分の年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として受け取っていると言われ驚いた。昭和55年4月に社会保険事務所から発行された厚生年金保険期間の回答書には、脱退手当金を受けたとの記載は無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年11月の前後2年以内に資格喪失した者5名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4名について資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年3月6日に支給決定されているほか、被保険者台帳には38年12月10日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したこ

とが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人は昭和 55 年 4 月の回答書の記載内容をもって脱退手当金の支給記録を納得できない旨主張しているが、当該回答書は厚生年金保険の被保険者期間について回答したものであり、必ずしも脱退手当金を受給していないことを意味するものではない上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 7 月 25 日から 36 年 3 月 25 日まで

平成 19 年 7 月に社会保険庁から申立期間について脱退手当金の支給記録があるとの回答をもらった。

しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶は無く、身に覚えの無いことなので記録の訂正を要求する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 3 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 4 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 8 月 18 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には同年 5 月 18 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 1745

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 15 日から 38 年 12 月 21 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金を受給しているとののだが、脱退手当金は一切もらっていないので、年金としてもらえるようにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 12 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時、申立人は厚生年金保険に長期間加入しないと年金を受給できないと認識していたことを踏まえると、その後、米国に出国して以来、我が国での年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 6 日まで  
56 歳の時、社会保険事務所に照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答をもらい、60 歳になって年金の手続をする際に受給していないと言われても聞き入れられなかったが、私は、退職時に厚生年金の話は聞いていないし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間後に加入した共済組合から退職一時金を受給したことを認めているが、共済組合からの年金給付が受けられなくなることを知りつつ、一時金の受給を選択したことを踏まえると、当時、厚生年金の給付に対する意識もあったとは考え難く、申立期間の厚生年金保険については既に脱退手当金として支給されていたものと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 11 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 1747

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 21 日まで  
社会保険事務所で年金記録について確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとのことだった。

しかしながら、私は脱退手当金の請求手続きをしていないし、そんな大金を受け取ったのだとすれば、忘れるはずは無いので、支給されているというのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 8 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 16 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、15 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 11 名が資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 11 月 15 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から32年11月1日まで  
申立期間について脱退手当金を受給しているとのことだが、私は受け取っていないし、受取書に署名もしていないので、調べてほしい

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年1月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職する際、申立期間の脱退手当金を受給するため、自ら社会保険事務所へ出向いたが、厚生年金保険は継続した方がいいとの説明を受けたため、受給していないと主張するところ、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのだから、当時、申立人は再就職する考えがなかったと述べるとともに、その後厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 1749

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 9 日から 38 年 3 月 3 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 16 日から 40 年 4 月 6 日まで  
③ 昭和 40 年 8 月 20 日から同年 11 月 16 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、受給していないので、当該期間の厚生年金を支給してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年6月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、昭和47年まで国民年金への加入及び保険料の納付を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 1750

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給しており年金額の計算には算入されないとの回答を受けた。

しかしながら、私は申立期間について脱退手当金の請求手続を行った記憶は全く無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 1751

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月8日から同年6月30日まで  
② 昭和26年9月1日から33年2月5日まで  
社会保険事務所へ年金相談に行った時、初めて申立期間が脱退したことになることを知ったが、脱退した記憶は無いため調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年2月の前後2年以内に資格喪失した者17名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、15名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち13名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から22日後の昭和33年2月27日に支給決定されており、被保険者台帳にも支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。